

### 第3章 意匠における取組

製品の同質化（コモディティ化）が急速に進み、機能や品質のみで、他者製品を凌駕するだけの差別化を図ることが困難な今日、米アップル社や英ダイソン社をはじめとする欧米企業は、デザインによって新しい価値を創造し、イノベーションを創出するとともに、自社独自の強みや技術、イメージをブランド・アイデンティティとしてデザインによって表現することで、製品の価値を高め、世界的な市場拡大に結び付けている。

このように、近年、激化するグローバル競争において、経営手段としてのデザインの重要性に対する認識が高まり、我が国においても、デザインによって製品やサービスの価値を高め、ブランド構築に尽力する企業が出現しはじめる中、我が国企業が優れたデザインを迅速かつ効果的に権利化し、利益を正当に確保できるよう、国際調和を見据えた意匠制度・運用の見直しや、品質の向上に向けた取組を推し進める必要がある。

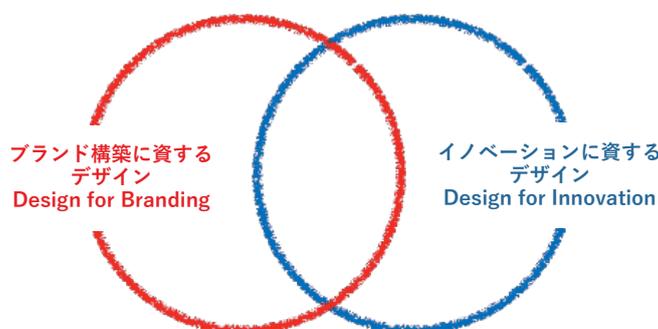
本章では、このような状況に対応するため、特許庁が実施してきた主な取組について紹介する。

#### 1. デザイン経営を推進するための取組

特許庁は、2017年7月に経済産業省と合同で「産業競争力とデザインを考える研究会」を立ち上げ、2018年5月23日に報告書「『デザイン経営』宣言」を取りまとめ、公表した。本報告書では、デザインを企業価値向上のための重要な経営資源として活用する「デザイン経営」の手法及び効果、並びに、「デザイン経営」を推進するための政策提言が整理されている。本報告書の政策提言を受け、特許庁は、新技術による社会変革に対応

したデザインやブランド形成に資するデザインを保護するための意匠制度の見直し<sup>1</sup>や、使いやすい意匠制度の実現のための基準改訂<sup>2</sup>を行った。また、「デザイン経営」の推進のために、「デザイン経営と意匠制度の未来」をテーマとした日中韓デザインフォーラム<sup>3</sup>を開催した他、特許庁自身による「デザイン経営」の実践<sup>4</sup>及び、知財功労賞における「デザイン経営」にスポットライトを当てた新たな表彰<sup>5</sup>を開始した。

2-3-1図 「デザイン経営」の効果



「デザイン経営」の効果

1 第2部第10章1.(2)  
2 第2部第3章2.  
3 第3部第2章1.(5)③  
4 第2部第6章  
5 第2部第9章2.

## 2. 使いやすい意匠制度の実現に向けた取組

### (1) 意匠審査基準の改訂

意匠審査基準ワーキンググループ<sup>1</sup>において、意匠権の明確性を確保しつつ簡便で使いやすい意匠制度とするために、意匠法改正を要せず喫緊に対応可能な以下の項目に関して検討し、意匠審査基準の改訂<sup>2</sup>を行った。

#### ①一物品・一意匠の考え方等の明確化、運用の見直し

- a. 「意匠に係る物品の区分」に係る運用の見直し
- b. 一意匠の考え方の明確化
- c. 組物の意匠制度の運用の見直し

#### ②願書及び図面等の記載要件の簡素化

- a. 「一組の図面」の要件廃止
- b. 意匠登録を受けようとする物品以外のものの記

載の容認

- c. 中間省略の記載方法の緩和
- d. 願書の【部分意匠】欄の廃止／全体意匠と部分意匠の関係の運用変更

上記①については、2019年1月10日以降に審査されるものに適用しており、上記②については、2019年5月1日以降に出願されるものに適用している。

### (2) 意匠制度・意匠審査基準に関する説明会の開催

上記(1)に関する審査の運用変更に加え、「不正競争防止法等の一部を改正する法律<sup>3</sup>」における意匠に関する内容について、全国8か所で説明会を開催し、ユーザーへ周知した。

## 3. 意匠審査の品質向上に向けた取組

### (1) 品質管理に関する取組

意匠課及び意匠審査部門では、意匠審査の質の維持・向上を図るため、庁内に意匠審査品質管理委員会を設け、品質管理に関する各種施策の実施及び改善に取り組んでいる。

#### ①品質保証

案件の処理方針等の判断を均一にし、意匠審査の質の保証を図るため、審査官と決裁者間の協議を実施し、必要に応じて他の審査官へ協議内容を情報共有している。

また、審査官が行った審査の内容（審査の判断や通知文書の記載等）について、意匠審査部門の管理職が全件のチェック（決裁）を行っている。

#### ②品質検証

##### a. 品質監査

品質監査は、決裁後の案件からサンプルを抽出し、法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかとの観点で行っている。また、品質監査結果の分析及び評価により、意匠審査の質の現状把握と課題抽出を行い、関係部署と連携して課題解決を図っている。

##### b. 意匠審査の質に関するユーザー評価調査の実施

意匠審査の質全般及び特定の出願における審査の質について改善すべき点を明らかにし、審査の質の維持・向上のための施策に反映するべく、

<sup>1</sup> 「産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループ」  
[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho\\_wg/index.html](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_wg/index.html)

<sup>2</sup> 「意匠審査基準」  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa\\_kijun/index.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html)

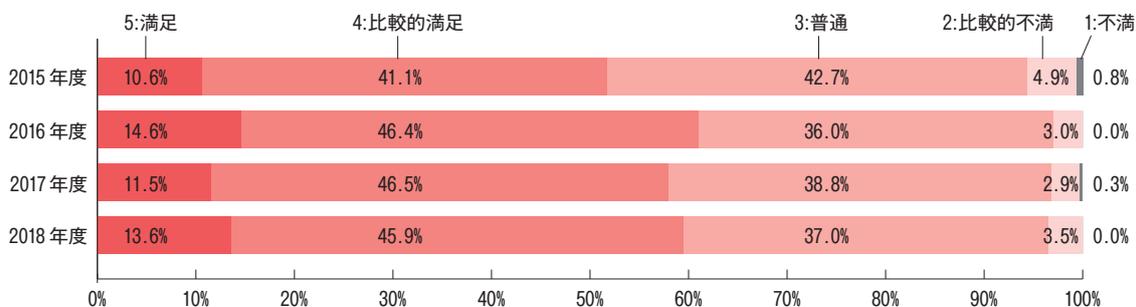
<sup>3</sup> 「不正競争防止法等の一部を改正する法律」平成30年5月30日 法律第33号



ユーザーからの評価、意見等をアンケート形式で収集し、分析を行っている。2018年度は国内企業等348者を対象とし、59.5%から意匠審査全般の質の評価において「満足」、「比較的満足」

との回答を得た。なお、調査対象者から率直な評価・意見を得るため無記名での回答を可能にしている [2-3-2 図]。

2-3-2図 ユーザー評価調査結果



## (2) 審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施状況・実施体制等について産業構造審議会知的財産分科会の下に設置した外部委員で構成される審査品質管理小委員会から客観的な評価を受け、それを審査の品質改善に反映している。2018年度は、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、本委員会において作成された評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitu\\_shoi/index.html](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitu_shoi/index.html)



## 4. デザイン・意匠制度の活用の促進

### (1) 意匠制度の活用の促進:「事例から学ぶ意匠制度活用ガイド」の発行

特許庁は、意匠制度の活用方法を具体的な事例を基に紹介した冊子「事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド」を作成し、2017年7月に発行した。

本ガイドでは「意匠権に期待される効果」を切り口に事例を紹介している。意匠権に期待される代表的な効果としては、他社に模倣されないようにする効果や模倣品を排除する効果が挙げられる。他方、実際には、大企業、中小企業、デザイナー、大学・研究機関など様々な立場の意匠制度ユーザーが自身のビジネスなどの目的に応じ、意匠権の多様な効果に期待して意匠制度の活用を試みている。

例えば、意匠権に期待される効果を対象者・対象機関別に見ると、「ビジネスを守る効果」、「ビジネスを発展させる効果」、「組織を発展させる効果」に大きく分けることができる[2-3-3図]。

このうち、「ビジネスを守る効果」には、登録意匠の公開、登録された事実の積極的な周知による他者へのけん制（対:ライバル企業等）、意匠権に基づく警告、税関での意匠権侵害物品の輸入差止め、裁判所での紛争処理による模倣品・類似品の排除（対:模倣品メーカー等）、日本で意匠権を取得した事実のアピールによる外国での審



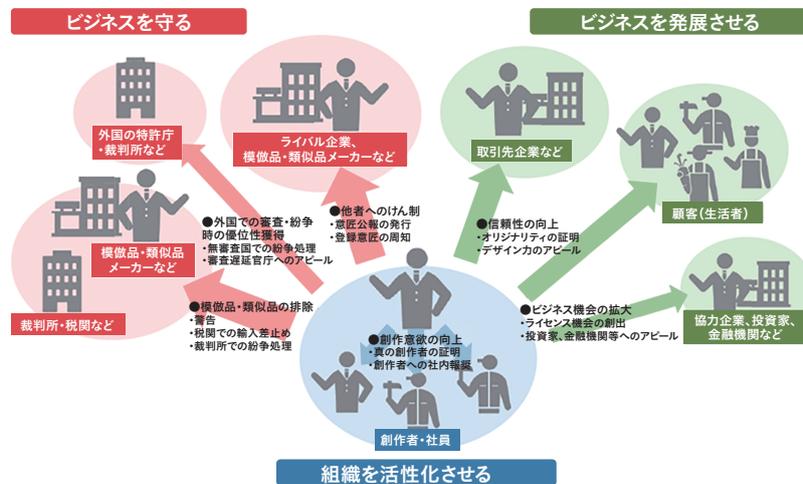
査・紛争時の優位性獲得（対:外国の特許庁・裁判所等）などが含まれる。

また、「ビジネスを発展させる効果」には、デザインのオリジナリティの証明やデザイン力のアピールによる信頼性の向上（対:取引先企業、顧客等）、他者へのライセンス、投資家・金融機関等へのアピールによるビジネス機会の拡大（対:取引先企業、投資家、金融機関等）などが含まれる。

そして、「組織を発展させる効果」には、デザインの創作者名の意匠公報への掲載や創作者への社内報奨による創作意欲の向上（対:創作者、社員等）などが含まれる。

本ガイドは、特許庁ウェブサイトに掲載されているとともに、冊子版の配布も行っている。詳細はウェブサイト<sup>1</sup>を確認されたい。

2-3-3図 意匠権に期待される効果の例



<sup>1</sup> [https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907\\_jirei\\_katsuyou.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907_jirei_katsuyou.html)



## 5. 意匠関連情報の整備・提供

特許庁は、意匠制度ユーザーの利便性向上のため、意匠審査基準等の整備、意匠審査における判断内容の明確化、意匠審査スケジュールの公表、意匠公知資料の公開といった、意匠審査に関連する情報提供の拡充に努めている。

### (1) 意匠関連情報の整備

#### ① 「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」

意匠登録出願時の願書及び図面の記載方法について解説した手引きを特許庁ウェブサイトで公表しており<sup>1</sup>、意匠審査基準の改訂に合わせ内容を更新した。

#### ② 「意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集」

意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用に関して、適用を受ける際の手続き全般にわたってよく寄せられる質問とその回答をとりまとめ、特許庁ウェブサイトで公表している<sup>2</sup>。「不正競争防止法等の一部を改正する法律<sup>3</sup>」の施行により、意匠の新規性喪失の例外期間が6か月から1年に延長されたことを受け、記載内容を更新した。

#### ③ 「意匠審査便覧」

審査実務における手続的事項をまとめ、特許庁ウェブサイトで公開している<sup>4</sup>。上記の「不正競争防止法等の一部を改正する法律」の施行等に則し、記載内容を更新した。

#### ④ 「部分意匠の関連意匠登録事例集」

部分意匠の出願のうち、本意匠と関連意匠として登録されたものの中から、意匠の類否判断の参考となる事例集を作成し、特許庁ウェブサイトで公表している<sup>5</sup>。

### (2) 意匠審査における判断内容の明確化

特許庁は、意匠制度ユーザーからの審査判断内容の明確化の要望に応えるべく、2004年10月から、一部の拒絶理由通知書（意匠法第9条第1項（先願）に該当する場合）については、出願意匠と引用意匠との類否判断の理由を簡潔に記載する運用をとっている。また、意匠法第3条第1項第3号（新規性）に該当する場合についても、拒絶理由通知書への判断理由の付記を行っている。また、加えて、他の出願意匠との対比判断を伴う拒絶理由通知（意匠法第9条第2項、第10条第1項）についても、出願意匠の特徴点と引用意匠又は他の出願意匠との共通点及び差異点並びに判断理由を分かりやすく記載するよう運用の対象を拡大し、審査判断の明確化に努めている。

他方、登録された意匠については、審査判断や意匠権の効力範囲の明確化に資するべく、審査官が新規性や創作非容易性等を判断する上で参考とした資料を「参考文献」として従来から意匠公報へ掲載している。この参考文献情報を意匠公報の発行前に出願人へ伝えることが、戦略的な意匠権活用を検討する上での一助となり得ることから、登録査定に参考文献情報を記載した通知書を添付することで、意匠公報に掲載する参考文献情報を事前に通知する運用を行っている。さらに、2016年4月11日から、審査において先行意匠調査（サーチ）を行った日本意匠分類の情報を記載した通知書を、登録査定に添付する運用を開始している。

1 [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23\\_zumen\\_guideline.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23_zumen_guideline.html)

2 <https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/document/index/ishou-reigai-qa.pdf>

3 「不正競争防止法等の一部を改正する法律」平成30年5月30日法律第33号

4 [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyoun\\_binran/index.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyoun_binran/index.html)

5 [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/bubun\\_isyou.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/bubun_isyou.html)





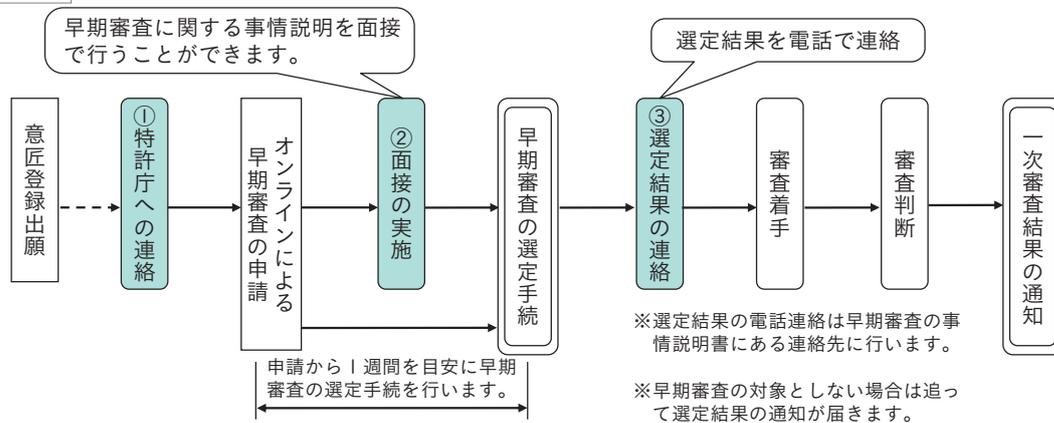
## 6. 出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用

意匠登録出願に関する早期審査<sup>1</sup>は、(i) 権利化について緊急性を要する実施関連の意匠登録出願や、(ii) 外国にも出願している意匠登録出願を対象としている。また、2011年8月からは、東日本大震災による被害を受けた企業等の意匠登録出願についても早期審査の対象としている。これらの出願については、早期審査の申請から3.5か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2018年は、早期審査の申請は241件であり、申請から一次審査通知までの期間は平均

2.0か月であった。

また、模倣品が発生した場合に意匠権による早期の対策を図ることができるよう、模倣品対策に対応した早期審査制度の運用を行っている[2-3-6図]。この運用では、出願手続に不備のない出願であれば、早期審査の申請から1か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2018年は、模倣品対策に対応した早期審査の申請は12件であり、申請から一次審査通知までの期間は平均0.5か月であった。

2-3-6図 「模倣品対策に対応した早期審査制度」の概要



模倣品が発生したことを要件とする早期審査は申請から1ヶ月以内に一次審査結果の通知を行います。

<sup>1</sup> 申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照  
[https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/new\\_de\\_ap\\_2005.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/new_de_ap_2005.html)

